

日精協発第 20005 号

令和 2 年 4 月 6 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

会 長 山崎 學

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について

今回の新型コロナウイルス感染症については、去る 3 月 12 日に WHO がパンデミック宣言を行い、さらに 3 月 26 日にわが国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「まん延のおそれが高い状況である」旨の報告を行ったように、感染のフェーズが変化している。新規感染者数は都市部を中心に急増する状況を呈し、こうした地域ではクラスター（患者集団）発生が次々と報告され、感染源が特定されない患者数が増加する状況が見られている。もはやまん延を防ぐ“水際対策”を採る時期を過ぎ、感染者の重症化防止を図る時期に移ってきていると言わざるを得ない。こうした状況下では、地域においていつ誰が感染しても不思議ではない状況であるとも言える。現にある地域では、単科精神科病院内で新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が発生したにも関わらず、転院治療先を探すのに難渋し、結局自院で対処せざるを得ないとの事例も出現している。

現下精神障害者においては、その多くの人達が地域で生活しており、健常者と等しく感染のリスクに直面している。また、入院精神障害者においては高齢化が進んでおり、一旦病院内感染が生じた際には重症化する懸念が指摘されている。われわれ医療従事者は、精神科医療機関においても、各々が強い自覚を持って感染リスクを減らす努力をすることをはじめとし院内感染対策を講じることは言うまでもないが、万一精神障害者が感染した場合には、障害の有無やその軽重、入院形態にかかわらず、国及び地方自治体の責任において遅滞なく対応し、必要な医療の提供が妨げられないことがないよう強く要請する。